

○防衛省告示第百二十五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和六年五月十七日

防衛大臣 木原 稔

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
佐多対空射撃場水域 （鹿児島県肝属郡南 大隅町佐多辺塚地 先）	北緯三一度〇六分三三秒、東経 一三〇度五〇分四七秒の基点を中 心とする半径一二、〇〇〇メート ルの圏中、真方位一二五度から二 一五度までの射界を形成する扇形 区域内の海面	令和六年五月二十 五日から同年九月十 日までの間、毎日午 前六時から午後四時 まで	全ての漁船 の操業の禁止